

重度障がい者等タクシー料金給付事業申請書

大阪市長 あて

平成 年 月 日

タクシー給付券の交付を申請します。

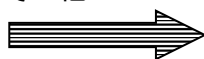
使用資格を失った時、不要になった時は区保健福祉業務担当へ返還します。

申請者 (本人)	フリガナ	住所	大阪市 区	
	氏名印		丁目	番 号
	電話番号	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日 ( 歳)
				男・女

70歳以上の方について→敬老優待乗車証の交付 (無・有→敬老優待乗車証の回収)

新規交付     市外転入交付     その他

券種変更 [ 交通⇒タクシー、タクシー券各種変更 ]



変更前券種

タクシー・リフト付・併用  
介護人付・介護人付 (単独可)  
単独用無料 (被爆者・戦傷病者)・割引証

使用目的 [ 通勤 ・ 通学 ・ その他 ]

更新時交付方法 [ 郵送 ・ 窓口 ・ 点字(要・不要) ]

手帳・証書 番号 [ ]

旧券回収 ⇒ 済

旧券番号 [ ]

審 査

□ 70歳以上の方について↓敬老優待乗車証の交付 (無・有↓敬老優待乗車証の回収)

タクシー給付券 ( 冊目)( 枚)

身障第1種

身障第2種 (下肢3級の2, 3、下肢4~7級の複合により総合等級が3級以上、

【乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい】1 上肢の上肢機能2級以上又は、1 下肢の移動機能3級以上)

療育A・B 1

被爆者・戦傷病者 (項症)

リフト付タクシー給付券 ( 冊目)( 枚)

身障第1種 (下肢・体幹機能・移動機能障がい1~3級、内部障がい1級)

身障第2種 (下肢3級の2, 3、下肢4~7級の複合により総合等級が3級以上、  
1 下肢の移動機能3級以上)

リフト+タクシー併用給付券 ( 冊目)( 枚)

身障第1種 (下肢・体幹機能・移動機能障がい1~3級、内部障がい1級)

身障第2種 (下肢3級の2, 3、下肢4~7級の複合により総合等級が3級以上、  
1 下肢の移動機能3級以上)

タクシー券交付冊数 (新規・券種変更)

4 ~ 7月 ⇒ 1冊目

8 ~ 11月 ⇒ 2冊目

12 ~ 3月 ⇒ 3冊目

タクシー券交付枚数 (新規・券種変更)

4・8・12月 ⇒ 32枚

5・9・1月 ⇒ 24枚

6・10・2月 ⇒ 16枚

7・11・3月 ⇒ 8枚

受 領 欄

大阪市長 あて

平成 年 月 日

交付番号 \_\_\_\_\_ を受領しました。

氏名印 \_\_\_\_\_



処理	受付	審査	入力	確認

決 裁	課 長	課長代理	係 長	係 員

